

Ⅳ プラットフォーム課税の対象範囲等

(国外事業者が国内において行う資産の譲渡)

問32 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当社の EC モールにおいては、国外事業者も出店することができることとしております。当社の EC モールに出店する当該国外事業者は、国内に輸入した商品を、当社以外の倉庫会社が所有する国内の倉庫にあらかじめ保管しておき、注文を受けた都度、その倉庫から出荷・販売しています。この国外事業者の商品の販売に関しては、当社が購入者から商品代金を回収しています。この場合、当該国外事業者が行う商品の販売は、プラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

ご質問の場合、国外事業者が国内の倉庫に所在する資産を販売するものであるため、国外事業者が国内において行う資産の譲渡に該当し、その資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われ、貴社を介してその対価を収受することですので、貴社が第二種プラットフォーム事業者であれば、当該国外事業者が行う商品の販売は、プラットフォーム課税の対象となります。

なお、その譲渡時においてその資産が所在していた場所が国内であれば、「国内において行う資産の譲渡」となりますので（消法 4 ③一）、ご質問のように商品が倉庫会社の国内倉庫で保管されている場合に限らず、商品販売を行う国外事業者の国内倉庫やプラットフォーム事業者の国内倉庫で保管されている場合であっても、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して販売し、その対価が第二種プラットフォーム事業者を介して収受されるものであれば、プラットフォーム課税の対象となります。

(国外事業者が国内において行う資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等)

問33 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当社の EC モールにおいては、国外事業者が国内において行う商品販売に付随して、有償の設置工事がオプションとして設定される場合があります。また、一定金額以下の商品販売については、別途送料が設定されています。これらの設置工事費や送料は商品代金と併せて当社を介して国外事業者が収受することになっていますが、設置工事費及び送料も含めて、プラットフォーム課税の対象となるのでしょうか。なお、商品販売については特定少額資産の譲渡に該当するものではありません。

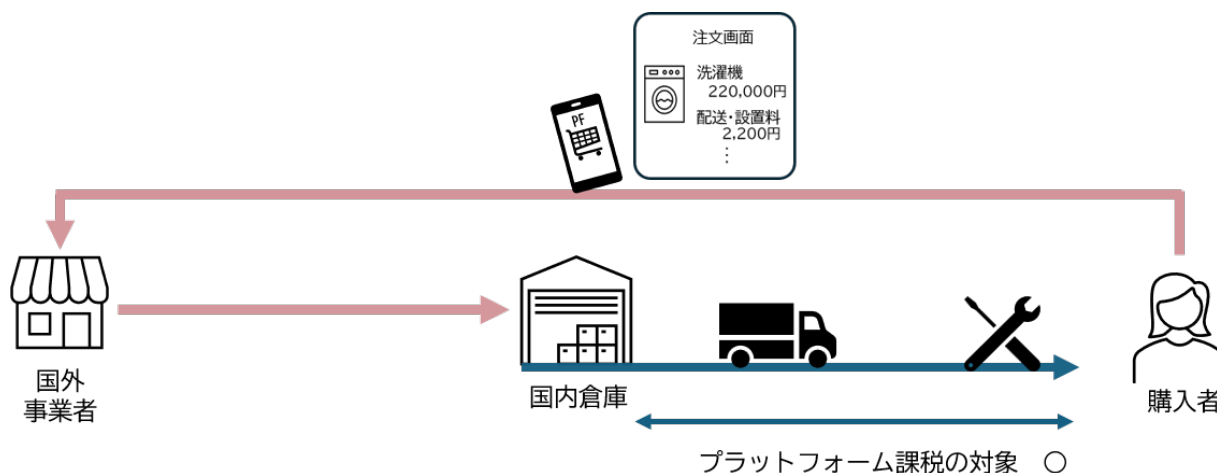
【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡を除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

上記①の国内において行う資産の譲渡については、当該資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等を含むものとされており、例えば、販売する資産の運送や据付けなど、資産の譲渡に関して国外事業者が国内において行う資産の譲渡等で、当該資産の譲渡とともにデジタルプラットフォームを介して行われるものが該当します（消基通 5-10-5）。

ご質問の場合、国内に所在する商品販売に付随して、国内において当該商品の設置工事や運送が行われ、その対価である設置工事費や送料についてプラットフォーム事業者を介して国外事業者が収受するものであり、貴社が第二種プラットフォーム事業者に該当するのであれば、当該設置工事や運送についてもプラットフォーム課税の対象となります。

《イメージ》



（「プラットフォーム事業者を介して収受するもの」の意義）

問34 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当該 EC モールの利用契約上、当該 EC モールを介して事業者が行う商品の販売の対価については、当社が商品の購入者から集金し、一定の手数料を差し引いた上で、商品の販売を行う事業者を支払うこととなっています。当社は、この支払事務を他の事業者へ委託しており、商品の販売を行う事業者は、商品販売の対価を当該他の事業者を経由して収受することとなりますが、プラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

ご質問の場合、貴社の提供する EC モール（デジタルプラットフォーム）の利用契約上、資産の譲渡の対価については、プラットフォーム事業者である貴社が購入者から集金して、商品の販売を行う事業者を支払うこととなっているとのことです。販売事業者への支払事務を他の事業者へ委託しているとしても、「第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するもの」に該当します。

したがって、貴社が第二種プラットフォーム事業者である場合には、上記①及び②の取引についてプラットフォーム課税の対象となります。

（注） プラットフォーム事業者が第二種プラットフォーム事業者の指定要件（問 40 参照）を満たすかどうかの判定においても同様です。

（プラットフォーム事業者を介さずに資産の譲渡の対価を収受する場合）

問35 当社はプラットフォーム事業者ですが、当社が提供するデジタルプラットフォームを介して、事業者が商品の販売を行っており、その商品の販売の対価について、当社を介さずに事業者が商品の購入者から直接収受するものがありますが、これはプラットフォーム課税の対象となりますか。

【答】

プラットフォーム課税の対象は、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。）及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです（消法 15 の 3 ①）。

ご質問のように商品の販売の対価を販売事業者が貴社を介さずに商品の購入者から直接収受するものについては、プラットフォーム課税の対象となりません。

(注) プラットフォーム事業者が第二種プラットフォーム事業者の指定要件(問 40 参照)を満たすかどうかの判定にあたり、プラットフォーム事業者を介してその対価を収受しないものについては、指定要件に係る 50 億円を超えているかどうかの判定金額には含めません。

(資産の譲渡に係るプラットフォーム事業者による国外事業者の判定等)

問36 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が国外事業者であるかどうかについてはどのように判定したらよいでしょうか。

また、デジタルプラットフォームを介して行われる資産の譲渡が、国内において行う資産の譲渡であるかどうかや特定少額資産の譲渡に該当するものかどうかはどのように判定したらよいでしょうか。

【答】

プラットフォーム課税の対象となるのは、デジタルプラットフォームを介して行われる①国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。以下問 36 において同じです。)及び②事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものです(消法 15 の 3 ①)。

プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たっては、次の判定をそれぞれ次に掲げる方法のように客観的かつ合理的な基準により判定することとして差し支えありません(消基通 5-10-6)。

1 国内において資産の譲渡を行う事業者が国外事業者かどうかの判定

資産の譲渡を行う事業者が、デジタルプラットフォームの利用契約等において申し出た本店所在地により判定する方法

《イメージ》



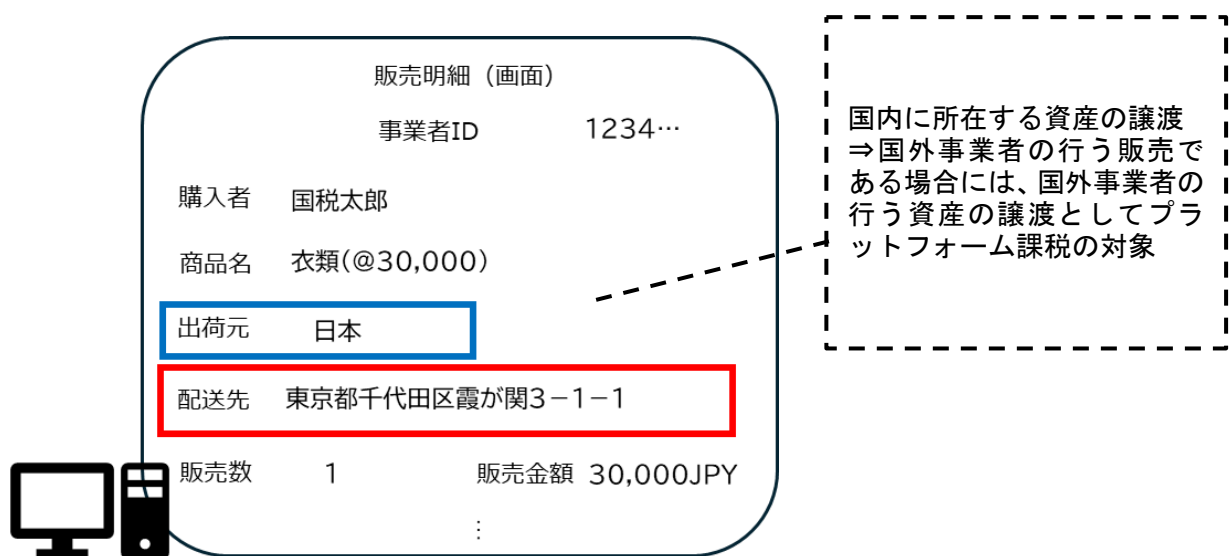
販売者登録情報(画面)	
事業者名	KOKUZEI Inc.
事業者ID	1234...
代表者	KOKU ZEI
連絡先	KOKUZEI@xxx
所在地	Room 1234 ... China
⋮	

※ 上記のほか、法人である場合には登記簿、個人事業者である場合には住民票の写しや運転免許証などにより、国内に所在地があることを確認できた場合には国内事業者として扱い、確認できない場合には国外事業者として扱うといったように事業者の申出以外の事項を含めた判定も客観的かつ合理的な基準によるものと認められます。

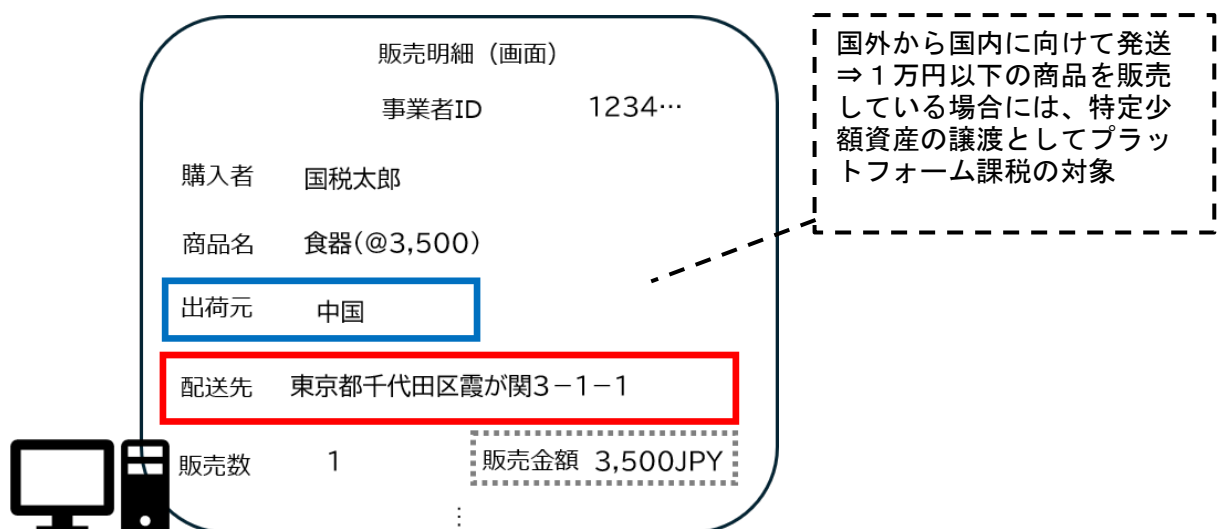
2 国内において行う資産の譲渡又は特定少額資産の譲渡に該当するかどうかの判定

資産の譲渡を行う事業者がデジタルプラットフォーム上に登録した資産の出荷地及び資産の購入者がデジタルプラットフォーム上に登録した配送先により判定する方法

《イメージ①》



《イメージ②》



(資産の譲渡を行う事業者が課税事業者であるかどうかの確認)

問37 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が、消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要がありますか。

【答】

デジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が消費税の課税事業者であるかどうかにかかわらず、デジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う資産の譲渡及び事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものであれば、プラットフォーム課税の対象となりますので(消法 15 の 3 ①)、これらの資産の譲渡を行う事業者が消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要はありません。

(第二種プラットフォーム事業者によるみなし仕入税額控除の適用関係)

問38 当社は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けていますが、国外事業者が当社の国内倉庫から商品を出荷して販売するに当たり負担している費用に係る課税仕入れや当該国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税額のうち、当社が行ったとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについては、当社が仕入税額控除の適用を受けることができないでしょうか。

【答】

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。以下問39について同じです。)で、かつ、第二種プラットフォーム事業者を介してその資産の譲渡の対価を収受するものは、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます(消法 15 の 3 ①)。

他方で、当該国外事業者がその出荷のために負担した費用に係る国内における課税仕入れや、その課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税額については当該国外事業者の仕入税額控除の対象となります(消法 30 ①)。

ただし、このような課税仕入れや課税貨物の保税地域からの引取りについて、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものに該当するときは、事前に当該国外事業者の承諾を得ることにより、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、消費税法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の適用を受けることができます(以下「みなし仕入税額控除」といいます。)(消法 15 の 3 ⑮)。この承諾は、国外事業者とプラットフォーム事業者双方で認識できる方法であれば、その方法は問いません。

また、課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、帳簿及び適格請求書等の保存が必要となり、課税貨物の引取りに係る消費税額について仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿及び課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税

関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第 67 条に規定する輸入の許可をいいます。）を証する書類（輸入許可書）等の保存が必要となります（消法 30⑦）。

この点、保存する適格請求書等の宛名や輸入許可書の輸入者名義が国外事業者となりますが、第二種プラットフォーム事業者の名義に修正等をする必要はありません。

なお、第二種プラットフォーム事業者がみなし仕入税額控除の適用を受けた課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税額については、国外事業者において仕入税額控除を行うことはできませんので（消基通 5-10-8）、国外事業者から承諾を得る際にその点について国外事業者との間で認識を共有しておくことが必要となります。

（第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものの意義）

問39 当社は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けており、国外事業者が当社の国内倉庫から商品を出荷して販売するに当たり負担している費用など、当社が行ったとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについて、仕入税額控除の適用を受けることができるのですが、「資産の譲渡にのみ要するもの」の範囲や判定時期について教えてください。

【答】

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含み、特定少額資産の譲渡に該当するものを除きます。以下、問 40 において同じです。）に係る国内での課税仕入れ及び当該国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りについて、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものに該当するときは、事前に当該国外事業者の承諾を得ることにより、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、消費税法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の適用を受けることができます（消法 15 の 3 ⑮）。

この「資産の譲渡にのみ要するもの」とは、国外事業者が国内において資産の譲渡を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいい、例えば、当該資産の譲渡に係る資産を保管している国内倉庫における荷役作業や当該資産に係る課税貨物の保税地域からの引取りが該当し、また、「資産の譲渡にのみ要するもの」かどうかの判定は、課税仕入れを行った日又は課税貨物を保税地域から引き取った日の状況によることとなります（消基通 5-10-7）。

この点、例えば、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して商品販売を行うために、事前に当該国外事業者が当該商品を保税地域から引き取って（国内に輸入して）貴社の国内倉庫に保管していた場合において、他のプラットフォーム事業者を介して商品販売が行われた場合であっても、（主として）貴社を介して商品販売を行うものとして引き取られるものについては、当該課税貨物の引取りに係る消費税額について、貴社のみなし仕入税額控除の適用対象として差し支えありません。この場合、当該引取りに係る消費税額については、他のプラットフォーム事業者においてみなし仕入税額控除の適用対象とすることはできませんので、国

外事業者から承諾を得る際などにその点についても国外事業者との間で認識を共有しておくことが必要となります。

なお、一の課税仕入れ等に係る消費税額について、複数の第二種プラットフォーム事業者で分割してみなし仕入税額控除の適用対象とすることはできません。